

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1250号から第1256号まで)

平成26年4月24日

横情審答申第1250号から第1256号まで

平成26年4月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月19日市広聴第1631号ほかの次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市会陳情（付託外）への回答について（平成24年3月7日決裁市広聴第3001号）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「市会陳情（付託外）への回答について（平成24年3月7日決裁市広聴第3001号）」ほかの別表2に示す49件の個人情報を特定して開示とした決定及び「【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（政策局）（送信日時2月17日9:48）送信分」ほかの別表2に示す27件の個人情報を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添資料No8及びNo9のうち「3)-②-<1>」の部分にかかる、市民局広聴相談課が報告処理した文書、なお、私の提出した陳情ほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。」ほかの別表3に示す7件の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月26日付、同年7月10日付、同月18日付、同月30日付及び同月31日付で行った「市会陳情（付託外）への回答について（平成24年3月7日決裁市広聴第3001号）」ほかの別表2に示す49件の個人情報（以下「個人情報1」という。）の開示決定（以下「本件開示決定」という。）並びに平成24年7月10日付、同月13日付及び同月18日付で行った「【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（政策局）（送信日時2月17日9:48）送信分」ほかの別表2に示す27件の個人情報（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して以下「本件個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。本件開示決定及び本件一部開示決定を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本人が市会議長（以下「議長」という。）あて提出した陳情書（以下「本件陳情書」という。）の処理に関する全ての文書を求めるとの趣旨で本件請求を行っているため、本件陳情書の処理に係る文書を特定し、開示等決定を行った。

申立人は、異議申立書において非開示部分を争う主張はしておらず、このほかに文書があるはずであるとして、文書特定についてのみ争っている。

横浜市の文書事務は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「文書取扱規程」という。）に基づき行われている。

また、文書事務を職員向けにまとめたマニュアルとして文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）がある。

手引では、起案文書は、本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしているが、あくまで原則であって、案件ごとに決裁権者の意思決定に必要十分な記述を行うとともに、資料としては処理内容の説明に役立つ必要最低限のものを添付することとしている。

本件陳情書の処理に当たっては、意思決定に必要と思われる書類を添付し、決裁の手続を採っており、このほかに文書は作成し、又は取得していない。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。
- (2) 申立人は、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）における職員の事務、また、この問題に関連して実施された医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査に関与した職員の事務について、これらの行為、処理等が違法不当であることや不作為があるとし、膨大な告発文書等を市長あてに提出するとともに、議長に本件陳情書を提出した。

これらの告発等の処理に係る事務については、文書管理規則、文書取扱規程及び手引に定めるところの起案文書及び添付文書を用いて行わなければならない。

しかし、本件個人情報には、起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない。実施機関の事務の一切に不作為違反があることが明らかであり、当然に存在すべき関係法令に基づく起案文書及び添付文書を全て開示すべきである。

- (3) 実施機関における本件の事務処理は、民法（明治29年法律第89号）や刑法（明治40年法律第45号）に係る法令に違反しており、申立人の主張と実施機関の主張のど

ちらが合理・整合性があるかを適正に判断すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 市会陳情の処理に係る事務について

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも陳情書を議長あてに提出することができる。横浜市における陳情の取扱いについては、横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）及び横浜市会請願及び陳情取扱要綱（平成10年3月3日制定）に定められている。

陳情書の取扱いとして同規則第92条では、議長が陳情書を受理したときは、関係の委員会に付託するとされているが、議長において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限りでないと規定されている。

また、同要綱において、議長は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知し、それ以外の行政への要望に関する陳情については、付託外の陳情として、市長等に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を陳情者に通知することが定められている。

### (2) 実施機関の文書事務について

ア 文書管理規則第6条第1項では、同条第2項により、口頭により処理することができる場合を除き、事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は行政文書によって行うものとしている。同条第3項では、行政文書による決裁を要する事案として、「(1)市長が管理し、及び執行する事務事業の方針を決定すること。」、「(7)通知、照会、回答等をする事。」等を例示している。また、文書取扱規程第12条第1項では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとし、同条第5項では、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならないとしている。

イ 文書事務について具体的な手続を示した手引では、起案文書は、大まかに分けて本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしている。

### (3) 本件請求に係る事案の経緯について

本件請求に係る事案の経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

その後、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

イ 平成15年以降、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと、センター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否があったことなど、センター病院の対応に問題があるとの申立てを行った。

ウ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査を実施した。

その後、申立人は、当該立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

エ 平成19年5月以降、申立人は、当該立入検査には違法性があるとして職員の人事を所管する総務局に対し、関係する職員の処分を求めるとの申立てを行った。

総務局では、行政運営調整局人材組織部人事組織課（当時。現在の総務局人事部人事課）が窓口となり、センター病院及び健康福祉局との調整、厚生労働省への照会等を行った。

オ 平成24年2月、申立人は、これまでの関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求める旨の本件陳情書を議長あてに提出した。議長は、本件陳情書が行政への要望に関する陳情であると判断し、実施機関に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を申立人に通知した。

#### (4) 本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書及びその添付文書の記載から、本件陳情書に関し、決裁による事案処理のために実施機関が保有しているとする文書であると解される。

#### (5) 本件個人情報の特定について

ア 実施機関は、本件個人情報の全てを特定して開示等決定を行ったと主張しているのに対し、申立人は、本件個人情報は起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない旨の主張をしている。

なお、本件個人情報には、その一部に非開示部分が含まれるものもあるが、申立人は、当該非開示部分について開示すべきであるとの主張をしていないため、当審査会としては本件処分における文書特定の妥当性について以下判断する。

イ 上記(2)のとおり、起案の目的は、地方公共団体としての市又はその機関の意思を決定し、これを具体化する原案を作成することであり、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付することとされている。

具体的には、事務担当者が組織の処理方針に従い起案文書を作成するに当たり、本文にどのような事項を記載し、施行案を作成し、参考資料を添付するかについては、事務担当者が起案をしようとする事案の内容及び性質を踏まえ、個別具体的に判断し、最終的には決裁権を有する者の承認を得る手続となっている。

そこで、当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件の起案文書は、起案用紙の本文に起案の要旨、案件名等が記載されていた。また、案文として実施機関の関係局間における依頼文案、照会文案又は回答文案及び資料として関係局からの依頼文、照会文又は回答文の原本が起案用紙の本文とともに綴られていることが確認できた。そして、本件の起案文書は、決裁権者の承認を得ていることが認められた。

さらに、実施機関は、本件の起案文書以外に保有する文書として、申立人が本件請求で求める本件陳情書の頭書と末尾のページの写しなどについて、特定の上、本件の起案文書と併せて開示している。

ウ 以上のことから、本件個人情報はその全てを特定して開示等決定を行ったという実施機関の主張は是認し得るものである。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対して本件個人情報を特定し、開示及び一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
1250	平成24年10月19日市広聴第1631号による「市会陳情（付託外）への回答について（平成24年3月7日決裁市広聴第3001号）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問
1251	平成24年10月19日総総第1011号による「市会陳情（付託外）の回答の提出について（依頼）（平成23年度総総第2109号起案）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1252	平成24年10月19日総総第1023号による「市会陳情（付託外）への回答案の作成依頼について（平成23年度総総第2213号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1253	平成24年10月19日総コ第144号による「市会陳情（付託外）への回答について（平成23年度総コ第306号）のうち、請求者が提出した資料の46頁目、463頁目、470頁目」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1254	平成24年10月19日市総第269号による「市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度市総第606号起案）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1255	平成24年10月19日健総第321号による「平成24年2月健総第561号「市会陳情（付託外）の回答の提出依頼について」のうち、付託外陳情第38号にかかる部分」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問
1256	平成24年10月19日健医安第944号による「市会陳情（付託外）の回答について（平成24年3月6日健医安第1715号）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問



別表2 本件個人情報一覧

答申番号	本件個人情報
1250	<p>平成24年6月26日市広聴第658号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 市会陳情（付託外）への回答について（平成24年3月7日決裁市広聴第3001号）</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成24年3月21日決裁市広聴第3228号）</p>
1251	<p>平成24年7月18日総総第574号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（依頼）（平成23年度総総第2109号起案）</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（依頼）（平成24年2月17日総総第2109号施行文の写し）</p> <p>(3) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度総総第2187号起案）</p> <p>(4) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成24年2月29日総総第2187号施行文の写し）</p> <p>(5) 市会陳情（付託外）への回答について（回答）（平成24年3月9日政総第585号）</p> <p>(6) 市会陳情（付託外）への回答について（回答）（平成24年3月9日市総第614号）</p> <p>(7) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（送付）（平成24年3月9日健総第571号）のうち、陳情送第38号に係る部分</p> <p>(8) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度総総第2304号起案）</p> <p>(9) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成24年3月15日総総第2304号施行文の写し）</p> <p>(10) 市会陳情（付託外）への回答について（回答）（平成24年3月22日政総第632号）</p> <p>(11) 市会陳情（付託外）の追加資料について（回答）（平成24年3月22日市総第638号）</p> <p>(12) 市会陳情（付託外）の追加資料の提出に伴う回答内容の確認結果について（回答）（平成24年3月22日健総第603号）</p> <p>(13) 平成24年第1回市会定例会市会陳情（付託外）の回答について（平成23年度総総第2350号起案）</p> <p>(14) 市会陳情（付託外）について（回答）（平成24年3月23日総総第2350号施行文の写し）</p>
	<p>平成24年7月18日総総第574号による個人情報一部開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（政策局）（送信日時2月17日9:48）送信分</p> <p>(2) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（総務局）（送信日時2月17日9:48）送信分</p> <p>(3) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（市民局）（送信日時2月17日9:48）送信分</p> <p>(4) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（健康福祉局）（送信日時2月17日9:48）送信分</p>

答申番号	本件個人情報
1251	<p>(5) 【提出：総務局】【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（総務局）（送信日時3月13日14:37）受信分</p> <p>(6) Re:【回答：市民局】【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（市民局）（送信日時3月13日17:40）受信分</p> <p>(7) RE:【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（健康福祉局）（送信日時3月12日14:53）受信分のうち、陳情送第38号に係る部分</p> <p>(8) 市会陳情（付託外）への回答について（送付）（平成24年3月9日総総第2250号）</p> <p>(9) 市会陳情（付託外）の追加資料への回答について（送付）（平成24年3月22日総総第2341号）</p> <p>(10) 【送付】付託外陳情回答（送信日時3月23日17:47）送信分</p> <p>平成24年7月18日総総第574号による個人情報一部開示決定に係る保有個人情報</p> <p>Re:【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（政策局）（送信日時3月9日16:57）受信分</p> <p>平成24年7月30日総総第667号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（依頼）（平成23年度総総第2109号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度総総第2187号起案）のうち、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面</p> <p>(3) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度総総第2304号起案）のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面</p>
1252	<p>平成24年7月13日総総第575号による個人情報一部開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（総務局）（送信日時2月17日9:48）受信分</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）への回答案の作成依頼について（依頼）（平成23年度総総第2213号起案）</p> <p>(3) 市会陳情（付託外）への回答案の作成依頼について（依頼）（平成24年3月1日総総第2213号施行文の写し）</p> <p>(4) 市会陳情（付託外）への回答について（送付）（平成23年度総総第2250号起案）</p> <p>(5) 市会陳情（付託外）への回答について（送付）（平成24年3月9日総総第2250号施行文の写し）</p> <p>(6) 【提出：総務局】【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（総務局）（送信日時3月13日14:37）送信分</p> <p>(7) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成23年度総総第2324号起案）</p> <p>(8) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成24年3月19日総総第2324号施行文の写し）</p> <p>(9) 市会陳情（付託外）の追加資料への回答について（送付）（平成23年度総総第2341号起案）</p> <p>(10) 市会陳情（付託外）の追加資料への回答について（送付）（平成24年3月22日総総第2341号の写し）</p>

答申番号	本件個人情報
1252	<p data-bbox="280 208 1377 241">平成24年7月30日総総第668号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p data-bbox="280 282 1473 775">(1) 市会陳情（付託外）への回答案の作成依頼について（平成23年度総総第2213号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面  (2) 市会陳情（付託外）への回答について（平成23年度総総第2250号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面  (3) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度総総第2324号起案）のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面  (4) 市会陳情（付託外）の追加資料への回答について（平成23年度総総第2341号起案）のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面</p>
1253	<p data-bbox="280 824 1425 857">平成24年7月13日総コ第80号による個人情報一部開示決定に係る保有個人情報</p> <p data-bbox="280 887 1473 1081">(1) 市会陳情（付託外）への回答について（平成23年度総コ第306号）  (2) 市会陳情（付託外）の追加資料に対する回答について（平成23年度総コ第331号）  ※ ただし、上記のうち、請求者から提出を受けた書類については、それぞれ1頁目と最終頁</p> <p data-bbox="280 1115 1361 1149">平成24年7月30日総コ第96号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p data-bbox="280 1200 1473 1395">(1) 市会陳情（付託外）への回答について（平成23年度総コ第306号）のうち、請求者が提出した資料の46頁目、463頁目、470頁目  (2) 市会陳情（付託外）の追加資料に対する回答について（平成23年度総コ第331号）のうち、請求者が提出した資料の1247頁目、2097頁目、2136頁目  ※ 上記について、頁番号は議会局の付番に基づく</p>
1254	<p data-bbox="280 1462 1377 1496">平成24年7月10日市総第140号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p data-bbox="280 1529 1473 2022">(1) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度市総第606号起案）  (2) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成24年3月1日市総第606号施行文の写し）  (3) 市会陳情（付託外）の市民局回答について（平成23年度市総第614号起案）  (4) 市会陳情（付託外）への回答について（回答）（平成24年3月9日市総第614号施行文の写し）  (5) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度市総第631号起案）  (6) 市会陳情（付託外）の追加資料について（送付）（平成24年3月19日市総第631号施行文の写し）  (7) 市会陳情（付託外）の市民局回答について（平成23年度市総第638号起案）  (8) 市会陳情（付託外）の追加資料について（回答）（平成24年3月22日市総第638号施行文の写し）</p>

答申番号	本件個人情報
1254	<p>平成24年7月10日市総第140号による個人情報一部開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（市民局）（送信日時2月17日9:48）受信分</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の回答依頼について（平成23年度市総第570号起案）</p> <p>(3) 市会陳情（付託外）への回答について（依頼）（平成24年3月1日市総第570号施行文の写し）</p> <p>(4) Re:【回答：市民局】【市会・3/9 AM締切】付託外陳情の回答の提出について（市民局）（送信日時3月13日17:40）送信分</p> <p>平成24年7月30日市総第167号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（依頼）（平成23年度市総第570号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度市総第606号起案）のうち、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面</p> <p>(3) 市会陳情（付託外）の追加資料について（平成23年度市総第631号起案）のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面</p>
1255	<p>平成24年7月10日健総第159号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 平成24年2月健総第561号「市会陳情（付託外）の回答の提出依頼について」のうち、付託外陳情第38号にかかる部分</p> <p>(2) 平成24年3月健総第568号「市会陳情（付託外）の追加資料の送付について」</p> <p>(3) 平成24年3月健総第571号「市会陳情（付託外）の回答の提出について」のうち、付託外陳情第38号にかかる部分</p> <p>(4) 平成24年3月健総第599号「市会陳情（付託外）の追加資料の送付について」</p> <p>(5) 平成24年3月健総第603号「市会陳情（付託外）の追加資料の提出に伴う回答内容の確認結果について」</p> <p>平成24年7月31日健総第201号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 平成24年2月健総第561号「市会陳情（付託外）の回答の提出依頼について」のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面</p> <p>(2) 平成24年3月健総第568号「市会陳情（付託外）の追加資料の送付について」のうち、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面</p> <p>(3) 平成24年3月健総第571号「市会陳情（付託外）の回答の提出について」のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面</p> <p>(4) 平成24年3月健総第599号「市会陳情（付託外）の追加資料の送付について」のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面</p>
1256	<p>平成24年7月10日健医安第449号による個人情報開示決定に係る保有個人情報</p> <p>(1) 市会陳情（付託外）の回答について（平成24年3月6日健医安第1715号）</p> <p>(2) 市会陳情（付託外）の追加資料の提出に伴う回答内容の変更の有無について（回答）（平成24年3月21日健医安第1788号）</p>

答申番号	本件個人情報
1256	平成24年7月31日健医安第582号による個人情報開示決定に係る保有個人情報 (1) 市会陳情（付託外）の回答の提出について（平成23年度健医安第1715号起案）のうち、陳情送第38号の23枚目の裏面、議議第850号添付文書の1枚目の裏面と5枚目の表面 (2) 市会陳情（付託外）の追加資料の提出に伴う回答内容の変更の有無について（回答）（平成23年度健医安第1788号起案）のうち、議議第908号添付文書の8枚目の裏面、議議第909号添付文書の4枚目の表面、議議第910号添付文書の1枚目の裏面

別表3 本件請求一覧

答申番号	本件請求
1250	別添資料No 8 及びNo 9のうち「3)-②-<1>」の部分にかかる、市民局広聴相談課が報告処理した文書、なお、私の提出した陳情ほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。
1251	総務局総務部総務課の保有する、別添付資料No 1～No29、及び下記7、備考の内、本請求書と同年月日で貴局法制課に請求した内容に全て同じとしその写しを本文に添付し、同関係資料文書は係る部分全て総務課分とし開示されよ。（No 3～No 7）貴課が議会局と送付、送受した全てに係る部分及び貴局総務課人事組織課と、政策局総務、大学調整課、秘書課と健福局総務課健安部医安課と、市民局総務課、庶務係、広聴相談課と事務処理した各々の全てです。※なお私の提出した陳情ほか資料については頭初、末尾の署名、押印したものの開示でよい。※※なお請求する個人情報には、施行文書の全ての写しを含む。
1252	総務局総務部総務課の保有する、別添付資料No 1～No29、及び下記7、備考の内、本請求書と同年月日で貴局法制課に請求した内容に全て同じとしその写しを本文に添付し、同関係資料文書は係る部分全て総務課分とし開示されよ。（No 3～No 7）貴課が議会局と送付、送受した全てに係る部分及び貴局総務課人事組織課と、政策局総務、大学調整課、秘書課と健福局総務課健安部医安課と、市民局総務課、庶務係、広聴相談課と事務処理した各々の全てです。※なお私の提出した陳情ほか資料については頭初、末尾の署名、押印したものの開示でよい。※※なお請求する個人情報には、施行文書の全ての写しを含む。
1253	総務局コンプライアンス室コンプライアンス課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo 1～No 4の通り各々の全ての係る部分である。及び正しい説明を求める。

答申番号	本件請求
1254	<p>市民局総務課、庶務係の保有する別紙No 1～29、質問状No 1～3、及び下記7、備考の内 別紙添付資料No 8 及びNo 9のうち4、各項に係る部分で「3)-②-&lt;1&gt;の部分」で貴課が㊤議会局側と送付、送受した各々の全てと㊤広聴相談課と送付、送受した各々の全て、の文書事務処理を開示せよ。※なお私の提出した陳情ほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。※※なお請求する個人情報には、施行文書全ての写しを含む。</p>
1255	<p>健康福祉局総務課の保有する別紙No 1～No29、質問状No 1～No 3、及び下記7、備考の内4、3)、③、(No 9) (No10) 特注&lt;1&gt;、&lt;2&gt;、&lt;3&gt;の全て。㊤貴課が貴局医安課(南区、(現)保健所を含む)で送付、送受した部分。㊤、㊤を貴課が議会局と送付、送受した部分、㊤、㊤の各々の全て、※なお私の提出した陳情のほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。※※、なお請求する個人情報には、施行文書全ての写しを含む。</p>
1256	<p>健康福祉局健安部医療安全課の保有する、別紙No 1～No29、及び下記7、備考の内、4、3)、③、(No 9) (No10) 特注&lt;1&gt;、&lt;2&gt;、&lt;3&gt;、の全て。以上は下記7、備考に記し添付する内 議会局議事課、総務局総務課経由で貴局総務課と送付、送受処理したが、この所管らは具体的調査照会等は直接何ら実施していない。貴局総務課に貴課が送付、送受した貴課の平成22年度期までの重大違反、犯行の事務、業務及び文書事務取扱い処理による偽計、詐称した内容で報告回答書等多が開示全てないその全て開示せよ。※なお私の提出した陳情ほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。※※、なお請求する個人情報には、施行文書全ての写しを含む。</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月19日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・審議
平成26年3月27日 (第244回第一部会)	・審議